平成２２年（フ）第７２号
秋田県横手市条理１丁目10番５号、商業登記簿上の本店所在地秋田県横手市大町５番23号
破産者　株式会社ボンボニエール
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第３０９号
静岡県富士宮市山宮3191―５、住民票上の住所静岡県富士宮市星山85番地の167、住民票上の前住所埼玉県所沢市中新井３丁目22番８号　宮本荘201
破産者　西川　　暁
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第１３４２号
京都市右京区西院矢掛町32番地
破産者　株式会社カワイプロ
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３３３号
岡山市南区曽根195―１、商業登記簿上の本店岡山市南区彦崎2478番地
破産者　有限会社備南物流
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第３３号
福岡県筑後市大字中折地254番地の８
破産者　ちくご建設株式会社
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所八女支部

平成２１年（フ）第４９号
福岡県八女市岩崎924番地の６
破産者　有限会社富寿園
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所八女支部

破産手続終結

平成２０年（フ）第１１３４０号
東京都渋谷区恵比寿南３丁目７番27号
破産者　株式会社ＮＡＮＢＵ
1　決定年月日　平成23年５月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４１７８号
東京都中央区八丁堀２丁目15番１号
破産者　株式会社クリエイティブエム
1　決定年月日　平成23年５月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４４９４号
静岡県熱海市下多賀431―３―301、開始決定時の住所神奈川県横浜市保土ケ谷区境木本町65―２
破産者　竹山　照尚
1　決定年月日　平成23年５月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４４９５号
静岡県熱海市下多賀431―３―301
破産者　竹山　弘美
1　決定年月日　平成23年５月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５４３４号
東京都練馬区上石神井１丁目８―１―210
破産者　三宅　　弘
1　決定年月日　平成23年５月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６９００号
東京都世田谷区桜新町１丁目12番10号
破産者　株式会社ガーデンホームズ
1　決定年月日　平成23年５月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９７号
福島県会津若松市河東町八田字漆沢122番地
破産者　株式会社平和緑州
1　決定年月日　平成23年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第３２号
京都府京丹後市網野町島津3022番地の５
破産者　京水工業株式会社
1　決定年月日　平成23年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所宮津支部

平成２２年（フ）第２２８８号
大阪市東成区深江北２丁目９番10号
破産者　有限会社トロップスマーキングシステム
1　決定年月日　平成23年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７６号
島根県江津市嘉久志町2382番地
破産者　有限会社井廻運送
1　決定年月日　平成23年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所浜田支部

平成１９年（フ）第５３０号
徳島市上助任町三本松371番地
破産者　株式会社徳島電気商会
1　決定年月日　平成23年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
徳島地方裁判所民事部

平成１９年（フ）第６５号
島根県益田市あけぼの西町13番地３
破産者　株式会社日装
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所益田支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第４７１号
埼玉県入間郡毛呂山町小田谷230―４、住民票上の住所埼玉県川越市大字笠幡156番地190
破産者　北川　光子
1　決定年月日　平成23年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３７号
富山県魚津市火の宮町13番21号
破産者　楠　　司
1　決定年月日　平成23年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部